

エコアクション21
環境経営レポート



対象期間

2024年5月1日～2025年4月30日

株式会社 アラマキ

発行日 2025年 6月 16日

目次

■会社概要	P1～5
■環境経営方針	P6
■実施体制(組織図)	P7
■廃棄物処理フロー図	P8
■環境経営目標と実績	P9
■環境経営計画	P10
■環境経営計画の取組結果及び評価と次年度の取組内容	P11
■環境関連法規等の遵守状況確認及び評価の結果並びに違反訴訟等の有無	P12
■代表者による全体評価と見直し・指示	P12

会社概要

1. 社名及び代表者氏名

株式会社 アラマキ
代表取締役 荒牧勝

2. 所在地

愛知県あま市新居屋上古川13番地24 本社(登記上)
愛知県七宝町下田江西26番地(本社・七宝リサイクルセンター)

3. 事業の規模

設立年月日 2011年5月16日
資本金 500万円
売上高 187百万円
(2024年5月～2025年4月)
従業員数 7名

4. 環境管理責任者氏名及び連絡先

環境管理責任者 渡辺 やよい
TEL 052-462-6117
FAX 052-462-6118
✉ cabu-aramaki-714@poem.ocn.ne.jp
HP <https://k-aramaki.com/>

4. 事業内容

産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物処分業(中間処理)
第一種フロン類充填回収業

5. 収集運搬・処分実績

収集運搬 352.50t(2024.5月～2025.4月)
処分実績 683.52t(2024.5月～2025.4月)
再資源化 493.42t(2024.5月～2025.4月)

6. 保有車両他

保有車両

・4tアームロール車 3台
・4tユニック車 2台
・2t平ボディー 1台
・軽トラック 1台
・3t箱車 1台
・プロボックス 1台
・重機(油圧ショベル) 2台
・フォークリフト 2台 ・8Tリフト 1台

保有コンテナ

10m³5個・8m³21個
3.5m³22個・3m³20個
2m³20個・1.5m³29個

選別機 1台 切断機 1台

※当社全組織、全活動を対象範囲とする

7. 許可一覧

業の区分	許可区域	許可番号	許可年月日	有効年月日
収集運搬	愛知県	02310160801	令和4年9月29日	令和11年9月28日
	愛知県(特)	02350160801	令和6年11月11日	令和11年11月10日
	岐阜県	02100160801	令和3年8月2日	令和8年8月1日
	三重県	02400160801	令和3年9月14日	令和8年8月9日
	三重県(特)	02450160801	令和6年12月2日	令和11年9月29日
	静岡県	02201160801	令和3年7月12日	令和8年7月11日
	静岡県(特)	02251160801	令和7年5月22日	令和12年5月21日
	長野県	2009160801	令和7年5月1日	令和12年4月30日
	滋賀県	02501160801	令和3年8月8日	令和8年8月7日
処分業	愛知県	02320160801	令和4年6月1日	令和11年3月26日
第1種 フロン類充填	愛知県	4海環第151-21号	令和4年11月8日	令和9年11月7日
	岐阜県	環管第35号の162	令和4年10月26日	令和9年10月25日
	三重県	環生第16-2号の117	令和4年11月6日	令和9年11月5日

※(特)特別管理産業廃棄物収集運搬

・切断

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、金属くず(自動車等破砕物除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上4品目

・選別

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上8品目

《産業廃棄物処理能力》

・切断

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)・・・10.08t/日(1.26t/時間)

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、金属くず(自動車等破砕物を除く。)・・・6.4t/日(0.8t/時間)

金属くず(自動車等破砕物を除く。)・・・6.4t/日(0.8t/時間)

金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)

及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)・・・6.4t/日(0.8t/時間)

金属くず(自動車等破砕物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)・・・8.4t/日(1.05t/時間)

・選別

81.6m³/日(10.2m³/時間)

《第一種フロン類充填回収許可》

回収しようとするフロン類の種類・・・CFC、HCFC、HFC

充填しようとするフロン類の種類・・・CFC、HCFC、HFC

《産業廃棄物収集運搬一覧》

愛知県	(品目により一部積替え・保管含む。)
(積替え・保管を除く。)	
燃え殻(水銀含有ばいじん等含む。)、ゴムくず、鋳さい(水銀含有ばいじん等含む。)、 ダスト類(水銀含有ばいじん等を含む。)	
以上4品目(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	
(積替え保管を含む(面積914.5㎡保管面積8.42㎡)保管上限12.32㎡)	
汚泥(水銀含有ばいじん等含む。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀 含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を 含む。)紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリート くず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物 を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)	
以上11品目(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	

愛知県	特別管理産業廃棄物収集運搬	(積替え・保管を除く。)
引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害水銀等、特定有害鋳さい(水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレンを含むもの)、特定有害石綿等、特定有害ダスト類(水銀、1, 4-ジオキサンカドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレンダイオキシン類を含むもの)、特定有害燃え殻(カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの)、特定有害廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むもの)、特定有害汚泥(水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、ジマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)、特定有害廃酸(水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)、特定有害廃アルカリ(水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロメタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)		
		以上110品目

岐阜県	(積替え・保管を除く。)
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、 ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、 改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、がれき類 ※上記10品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、はいじん 以上15種類 上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等含む。	

三重県	(積替え・保管を除く。)
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、 紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)、 鉍さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん 以上15品目 ※ガラスくず等とは、「ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去 に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」をいう。	

三重県	特別管理産業廃棄物収集運搬	(積替え・保管を除く。)
引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害廃水銀等、特定有害鉍さい(水銀、カドミウム、鉛、6価クロム 、砒素、セレンを含むもの)、特定有害廃石綿等、特定有害ダスト類(水銀、1, 4-ジオキサンカドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレンダイオ キシシン類を含むもの)、特定有害燃え殻(カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、ダイオキシシン類を含むもの)、特定有害廃油(トリクロロエ チレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、 1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むもの)、特定有害汚泥(水銀、 カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロ エタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、 チウラム、ジマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシシン類を含むもの)、特定有害廃酸(水銀、カドミウム、 鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン 、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、 シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシシン類を含むもの)、特定有害廃アルカリ(水銀、カドミウム、鉛、 有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロエタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロメタン、1, 1-ジク ロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、 チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシシン類を含むもの) 以上110品目		

静岡県	(積替え・保管を除く。)
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物 を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず	
以上7品目	

静岡県	特別管理産業廃棄物収集運搬	(積替え・保管を除く。)
引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害廃水銀等、特定有害鉱さい(水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレンを含むもの)、特定有害廃石綿等、特定有害ダスト類(水銀、1, 4-ジオキサンカドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレンダイオキシン類を含むもの)、特定有害燃え殻(カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの)、特定有害廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むもの)、特定有害汚泥(水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、ジマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)、特定有害廃酸(水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)、特定有害廃アルカリ(水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロエタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロメタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)		
以上110品目		

長野県	(積替え・保管を除く。)
燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。) (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。)以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	

滋賀県	(積替え・保管を除く。)
燃え殻、汚泥、廃油(タールピッチ類を除く。)、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、鉱さい、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他にこれに類する不要物、ばいじん(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等含む。)	
以上15品目	

環境経営方針

<基本理念>

株式会社アラマキでは地球上全世界において異常気象による災害等が発生しており
産業廃棄物収集運搬・中間処理業において環境保全、リサイクル活動に積極的に
取り組む事により温暖化防止につなげ、SDG s 13番目の目標に掲げられている
「気候変動に具体的な対策を」の実現につなげ、CO2に排出量削減に貢献していきます。

<基本方針>

- ・ 環境関連法規制を遵守します。
- ・ 消費エネルギーの削減に取り組み二酸化炭素排出量を低減します。
- ・ 環境目標を定め、自主的・積極的な環境活動計画を展開します。
- ・ 水資源の有効利用・節水に努めます。
- ・ 受託廃棄物の適正処理、徹底した分別でリサイクルの推進に努めます。
- ・ 環境方針を全社員に周知し環境活動に取り組みます。

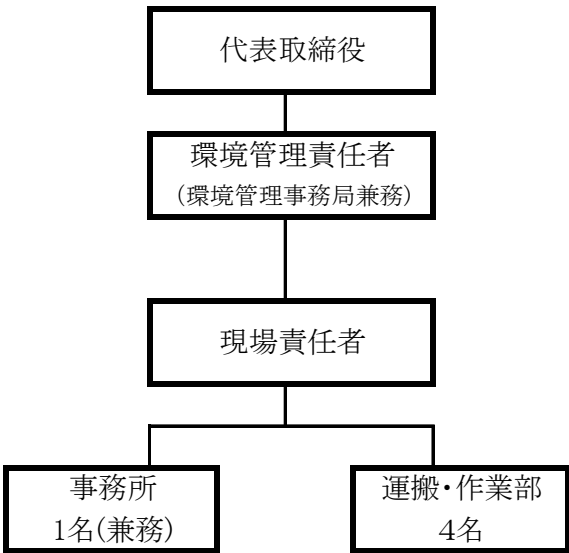
これらについて目標・計画を定め、定期的に見直しを行い継続的な改善に努めます。

株式会社 アラマキ

代表取締役 荒牧 勝

制定日 令和 3 年 1 月 25 日

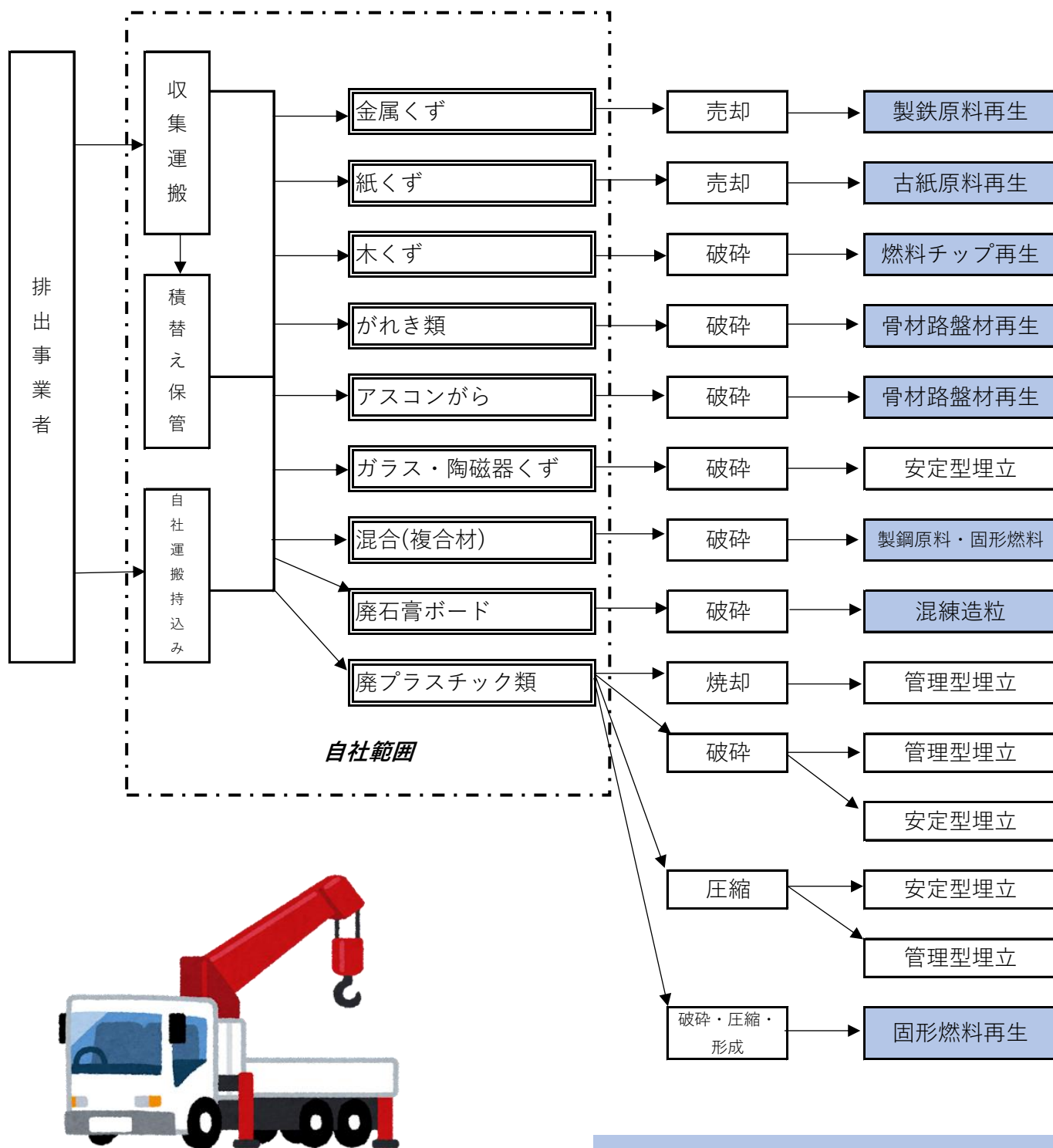
組織図



役割

代表取締役	・環境経営の統括責任者 ・環境管理責任者の任命を含めた組織体制の構築 ・環境関連法規等の取りまとめ、承認 ・環境方針の策定、見直し ・環境活動レポートの承認 ・代表者による全体の評価と見直しを実施
環境管理責任者	・全社員への教育並びに訓練実施、記録の作成 ・環境経営システムの構築、実施、管理の責任者 ・環境活動レポートの作成責任者 ・環境活動の管理状況を代表者へ報告業務 ・問題点の発見、是正、予防処置の実施
環境管理事務局	・環境管理責任者の補佐 ・環境負荷及び環境への取り組みの確認と実績の取りまとめ ・環境目標、環境活動計画書原案の作成 ・環境関連法規等とりまとめと厳守状況のチェック ・環境管理文書・記録の作成と保管
現場責任者	・従業員への指導・実践 ・環境目標達成するための活動の推進・提案 ・手順書作成及び運用管理
全従業員	・環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ・自分の役割を理解し、自主的・積極的に環境活動へ参加

フロー図



※リサイクルは塗りつぶしにて表記

令和3年5月現在

環境経営目標と実績の推移

環境経営目標		《基準年度》				
目標項目	単位	2020.5月～ 2021.4月	2024.5月～ 2025.4月	2025.5月～ 2026.4月	2026.5月～ 2027.4月	2027.5月～ 2028.4月
		2020年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
二酸化炭素排出量	kg-CO2	43,699.90	41,951.90	41,514.91	41,077.91	40,640.91
	(削減率%)		4	5	6	7
電力使用量の削減	kwh	11,703.00	11,234.88	11,117.85	11,000.82	10,883.79
	(削減率%)		4	5	6	7
ガソリンの削減	L	1,482.00	1,422.72	1,407.90	1,393.08	1,378.26
	(削減率%)		4	5	6	7
軽油使用量の削減	L	13,181.00	12,653.76	12,521.95	12,390.14	12,258.33
	(削減率%)		4	5	6	7
中間処理再資源化率向上	%	76	79	80	81	82
	(向上率%)		3	4	5	6
水使用量の削減	m³	57.00	54.72	54.15	53.58	53.01
	(削減率%)		4	5	6	7

※1.購入電力排出係数は中部電力ミライズ(株)調整後排出係数0.426kg-CO2/kwhを使用（2019年度実績）

※2.PRTR法に該当する化学物質の使用はありません。

環境経営目標と実績

目標項目	単位	目標	前年度実績	実績	達成率	評価
二酸化炭素総排出量合計	kg-CO2	41,951.90	46,270.54	48,391.91	87%	△
電力使用量の削減	kWh	11,234.88	12,674.00	12,730.00	88%	△
ガソリン使用量の削減	L	1,422.72	1,889.00	2,131.42	67%	×
軽油使用量の削減	L	12,653.76	14,143.00	14,738.00	86%	△
中間処理再資源化向上率	%	79.00	69.30	72.10	91%	○
水使用量の削減	m³	54.72	39.00	35.00	156%	◎

※評価基準 達成率100%以上◎ 90%以上○ 80%以上△80%未満×

※二酸化炭素の排出量は購入エネルギーによる排出量を対象として削減しています。

※再資源化率%=再資源化÷処分実績にて算出(P1参照)

環境経営計画

目標項目	活動	取組者
二酸化炭素の排出量の削減 (電力)	・不要照明の消灯 ・クールビズ・ウォームビズの実施 ・就業時間終了後パソコンの電源を切る ・OA機器の省エネモード設定 ・現場設備使用時ブレーカーのスイッチON	全社員
二酸化炭素の排出量の削減 (ガソリン・軽油)	・エコドライブの実施 ・アイドリングストップの活用 ・ルートを確認し移動距離の短縮を目指す ・始業前車両点検の徹底 ・エコ運転記録表を記入する事により故障等を減らす	運搬・作業部
中間処理再資源化率向上	・排出事業者への1次選別依頼 ・現場での分別精度の向上	運搬・作業部
水使用量の削減	・使用後は必ず栓を止める ・節水に努める(節水シール貼付)	全社員

環境経営計画の取組結果及び評価と次年度の取組内容

目標項目	活動計画	評価	取組結果及び次年度取組
二酸化炭素の排出量の削減 (電力)	不要照明の消灯	△	電力使用量は前年度どほぼ同じでした。 休憩室の電気の切り忘れが多かったので 最後に部屋を出る人は消すを再度促した。 継続して取り組んでいきます。
	クールビズ・ウォームビズの実施	○	
	就業時間終了後パソコンの電源を切る	○	
	OA機器の省エネモード設定	○	
	現場設備使用時ブレーカーを入れる	○	
二酸化炭素の排出量の削減 (ガソリン・軽油)	エコドライブの実施	○	各現場に廃棄物の収集に向かう際 ルート確認がされてないことがあり 燃料の無駄遣いが生じた。 継続して取り組んでいきます。
	アイドリングストップの活用	○	
	ルートを確認し移動距離の短縮を目指す	△	
	始業前車両点検の徹底	○	
	エコ運転記録表を記入する事により故障等を減らす	○	
中間処理再資源化率向上	排出事業者への1次選別の徹底	○	分別精度向上の為時間がある時に再度 分別内容を確認していきます。
	現場での分別精度の向上	○	
水使用量の削減	使用後は必ず栓を止める	○	栓の閉め忘れもなく水使用量も削減でき 活動計画を全社員が遂行できた。
	節水に努める(節水シール貼付)	○	

○→実施 △→一部課題有 ×→未実施

■環境関連法規等の遵守状況確認及び評価の結果並びに違反訴訟等の有無

法規制等の名称	該当する事項 (対応すべき事項)	確認事項	遵守 確認
廃棄物処理法	・産業廃棄物収集運搬・処理業許可内容の確認	許可証	○
	・収集運搬基準、保管基準 掲示板:60cm×60cm以上表示(種類、管理者、連絡先、積上げ高さ) 飛散・流出・浸透防止、害虫発生防止 衛生管理 車体表示、必要書面の備え付け	遵守状況	○
	・マニフェスト交付 B2・D票90日、E票180日以内に送付されない場合は30日以内に 知事への報告。 《収集運搬》B1・C1・C2票の保管(5年間) 《二次》A・B2・D・E票の保管。(5年間) 《処分》C1票の保管(5年間)	マニフェスト	○
	・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出	報告書提出	○
	・収集運搬及び処分の報告書提出	報告書提出	○
	・帳簿の作成、管理	作成・保管	○
廃棄物の適正な処理の促進 に関する条例	・年1回委託先の確認	委託先確認	○
フロン排出抑制法	・簡易点検の実施	簡易点検 記録	○
	・記録作成保存		
	・第一種フロン類充填回収業許可の確認	許可証	○
	・行程管理票含む確認証明書F票(3年間保存)	管理票	○
	・充填量及び回収量等に関する報告書の提出	報告書提出	○
	・引取証明書の写し(3年間)	保管	○
浄化槽法	・保守、点検・清掃及び記録保存(3年間)	定期清掃・点検	○
自動車NOx・PM法	・自動車NOx・PM排出抑制	買替	該当なし
		法定点検	○
自動車リサイクル法	・使用済自動車の適正処理	発生都度	該当なし
水質汚濁防止法	・規制基準の順守	遵守状況	○
県民の生活環境の 保全等に関する条例	・自動車の使用に伴う環境への負荷の低減	遵守状況	○

環境関連法規への違反・訴訟はありません。

なお、関係当局より違反等の指摘は過去3年間ありません。

■代表者による全体の評価と見直し・指示

前年度に比べ売上増加、処分量増加に対して燃料使用量が過度に増加していないのは、計画と
取組が功をそうしていると思われる。処分量増加に比例してリサイクル率も向上しているが、取組結果
でも書いてあったとおり、更にリサイクル率向上に努めてほしい。

保持車両も古くなってきているので、順次新しい車両と入れ替えていく方針です。

環境目標に関して、水道使用量をはじめ他の目標項目について基準年度を今期に設定しなおしました。

エコアクション21の体制及び環境経営方針の見直しはありません。